



# 答 申 書

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会



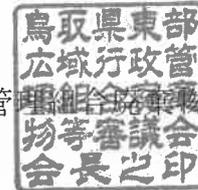
令和5年12月12日

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取県東部広域行政管理組合等審議会

会長 星川 淑子



一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直し  
について (答申)

令和5年9月1日付け発環第418号で諮問を受けた一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて、本審議会で慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

#### 記

#### 1 一般廃棄物処理手数料 (不燃物処理手数料)

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例 (平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号) 第2条に規定する不燃物処理手数料は、次のとおりとすることが適当である。

##### (1) 処理手数料

現行の処理手数料 (390円/10kg) を据え置く。

##### (2) 適用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

##### (3) 理由

現行の不燃物処理手数料 (直接持込ごみ分) は、維持管理費と建設費相当額の総額を負担していただくことを基本として設定されている。適用期間における収支及び不燃物の搬入量の見込み等を基に試算した結果、現行の処理手数料とほぼ同額であるため、据え置きとする。

## 2 一般廃棄物処理手数料（可燃物処理手数料）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に規定する可燃物処理手数料は、次のとおりとすることが適当である。

### (1) 処理手数料

現行の処理手数料（120円／10kg）を据え置く。

### (2) 適用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (3) 理由

現行の可燃物処理手数料（直接持込ごみ分）は、維持管理費と建設費相当額の総額を負担していただくことを基本として設定されている。

適用期間における収支及び可燃物の搬入量の見込み等を基に試算した結果、10kgにつき20円の増となったが、発電用ボイラの不具合により、リンピアいなばの供用開始が遅れ、十分な稼働実績等が得られず、実態に即した試算が困難であるため据え置きとする。

## 3 因幡霊場の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当である。

### (1) 利用料金

現行の利用料金を据え置く。

#### 【現行の利用料金】

区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人体	大人	1体につき	25,000円	55,000円	
	小人	1体につき	16,000円	35,000円	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000円	35,000円	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000円	35,000円	
人体の一部等		1件につき	19,800円	45,100円	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	19,800円	45,100円	

(2) 適用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 理由

現行の因幡霊場の利用料金は、利用件数の大半を占める圏域住民については、維持管理費の8割を負担いただき、圏域外住民については、維持管理費の全額に加えて建設費相当額に係る経費の総額を負担していただくことを基本として設定されている。

適用期間における収支及び火葬件数の見込み等を基に試算した結果、圏域住民の利用料金は現行の利用料金とほぼ同額であるが、圏域外住民に係る利用料金は減額となった。

圏域外住民の利用料金が減額となる事象は、建設費相当額は変動しないため、火葬件数が増加する限り起こりうるものである。このことは圏域住民に不公平感が生じるため現行の利用料金を据え置きとする。

4 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当である。

(1) 利用料金

現行の利用料金を据え置く。

【現行の利用料金】

区分		単位	利用金額
個人	子ども	1人1回につき	300円
	大人	1人1回につき	500円
団体 (20名以上の ものに限る)	子ども	1人1回につき	240円
	大人	1人1回につき	400円
多目的広場貸切		1時間につき	1,000円
用具一式		1回につき	100円

(2) 適用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 理由

本施設は最終処分場跡地の有効活用を図るために設置し、環境問題の意識啓発を図る施設という位置づけであり、営利を目的とする施設ではない。

また、類似施設との均衡を図るうえからも、現行の利用料金を据え置きとする。

5 附帯意見

一般廃棄物処理手数料のうち可燃物処理手数料は、新施設になったこと、原油高、物価高及び行政負担を減らすことなどの理由により、値上げも必要との意見もあったが、十分な稼働実績等が得られていないため現行の料金を据え置くこととした。

次期可燃物処理手数料の検討にあたっては、実績に基づき、適正な手数料の見直しとなるようにしていただきたい。

また、因幡霊場の利用料金のうち、圏域外住民の利用料金は現行料金を据え置くこととしたが、圏域住民の理解が得られるよう適切な利用料金設定となるよう検討していただきたい。

## 審議経過

区分	日時・場所	審議内容
第1回	令和5年9月1日(金) 13時30分～14時45分 可燃物処理施設「リンピアいなば」 1階 多目的室	[諮問] 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公 の施設の利用料金の見直しについて (1)一般廃棄物処理手数料(不燃物処理手 数料) (2)一般廃棄物処理手数料(可燃物処理手 数料) (3)白兔グラウンドゴルフ場の利用料金 (4)因幡霊場の利用料金
第2回	令和5年10月16日(月) 13時30分～15時 し尿処理施設「因幡浄苑」 管理棟2階 大会議室	[諮問事項協議] 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公 の施設の利用料金の見直しについて
第3回	令和5年11月28日(火) 13時30分～14時30分～ し尿処理施設「因幡浄苑」 管理棟2階 大会議室	[諮問事項協議] 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公 の施設の利用料金の見直しについて